

平成二十三年九月二日受領
答弁第四二四号

内閣衆質一七七第四二四号

平成二十三年九月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島近海での中国漁船監視船による領海侵犯に対する政府の対応に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島近海での中国漁船監視船による領海侵犯に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「領海侵犯」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の中国漁業監視船が、尖閣諸島に関する中国独自の主張及び中国管轄海域において正常な法執行を行っている旨の主張を繰り返しながら、我が国領海を航行したことは、国際法上認められた無害通航には当たらず、極めて遺憾であると考えている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、中国は近年、周辺海域において活動を拡大・活発化させており、政府としては、このような動向について注視している。

三について

御指摘の「尖閣諸島付近に中国の各種船舶が侵入するという一連の事件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、尖閣諸島付近の我が国領海に入る日本籍船以外の船舶に対して、政府としては、これ

までも、同諸島付近海域において巡視船により常時しよう戒を行うほか、航空機により随時しよう戒を行い、関係省庁において情報収集を行うとともに、必要に応じて外交ルート等を通じて申入れを行うなど、関係省庁が連携して適切な対応を行ってきたところである。

四について

御指摘の「右のような政府の腰の定まらない一連の対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の事件については、我が国法令に基づき適切に対応してきている。なお、個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処している。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。政府としては、このような一貫した立場について国内外で正しい理解を得るための広報など、適切な対応を行ってまいりたい。